

# 平成26年6月定例会 常任委員会

## 土木委員会

委員長名	吉田栄光
委員会開催日	平成26年6月26日(木)
所属委員	〔副委員長〕遊佐久男 〔委員〕 鈴木智 佐久間俊男 斎藤勝利 神山悦子 甚野源次郎 川田昌成 渡部譲 青木稔



吉田栄光委員長

(1) 知事提出議案：可 決…15件  
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件

[※議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

## ( 6月26日(木) )

神山悦子委員

釈迦堂川の改良工事に伴う用地代替地譲渡契約における損害賠償の額の決定と和解について、損害賠償に至った経緯と再発防止策について説明願う。

用地室長

平成8年6月から用地交渉を開始したが、その際地権者から宅地転用可能な土地の代替地の希望があったことから、8年9月に代替地を数カ所紹介した。そして、9年12月に地権者が希望する土地を県が取得し、10年1月に代替地として地権者に譲渡した。

その後、23年10月になって地権者から須賀川市に宅地転用ができず建築できないという照会があったが、残念ながら地権者は12月に亡くなってしまった。

そのような経過があり、25年10月に今度は地権者の相続人である妻から須賀川市に照会があり、県には25年12月に県中建設事務所へ同様の照会があった。

そこで、事実関係の確認や弁護士との協議等を踏まえ、対応方針の検討を行った後、26年3月に本庁の用地室職員が地権者の相続人と面会、意向確認を行い、5月20日に和解内容を提示し、5月27日に和解に至ったものである。

再発防止については、本事案は担当職員の確認不足だけではなく、契約などの決裁過程における事故防止のチェック機能が十分ではなかったことも原因と考えている。このようなことが二度と起きないように代替地の譲渡に関する各種法令について担当職員が問題を発見しやすく、組織としてチェックしやすいよう事務処理の改善を行っている。具体的

には、ことし2月にこの問題が判明した時点で、代替地を譲渡する場合は取得段階でチェック機能が働くよう標準的な調査説明事項を定め、事務処理過程で土地の権利、都市計画法、建築基準法、農地法等の項目について確認を行うよう徹底している。あわせて、用地職員を対象とした研修において代替地の取り扱いについて説明を強化している。さらに建設事務所の用地課長会議など各種会議においても代替地の確認をしっかりと行うよう周知徹底している。

神山悦子委員

損害賠償の額の内訳は土地の代金及び土地取得経費の合計額であり、代替地については県に返還するという説明であったが、詳細を説明願う。

用地室長

損害賠償の額の内訳については、土地購入代金が856万4,310円、登記申請にかかった費用が44万4,045円、不動産取得税が41万2,700円、土地の整地工事費用が90万円の合計1,032万1,055円を現状復旧のため和解金を支払うものである。

土地については、県に返還してもらうことで、現状復旧として和解したところである。

神山悦子委員

この事案以外にもミスはいろいろあるが、やはりミスが判明した時点で、しっかりと解決するのは当然のことであり、再発防止の徹底を図ってほしい。二度とこのようなことが起こらないようにすることは当然だと思うので、意見として述べる。

次に、工事請負契約が幾つかあるが、もう一度確かめておきたい。工事請負契約において随意契約の場合は、全て公募型随意契約であるのか。また、かつて厳しい入札改革があったが、随意契約とした理由と内容を説明願う。

建設産業室長

随意契約で入札を行った工事は、基本的に公募型随意契約であるが、議案第39号だけは、当初は公募型随意契約としていたものが不調となり、業者選定型の随意契約となった。

吉田栄光委員長

一般競争入札と公募型随意契約の違い、契約の仕組みを再度確認したいという趣旨の質問であるので、再度答弁願う。

建設産業室長

今回は、緊急性があるという理由で随意契約としており、5億円以上の工事については、公募型随意契約としている。

なお、緊急性がない工事については、条件付き一般競争入札としている。

神山悦子委員

工事請負契約議案において、庄司建設工業（株）が2件の契約相手方となっているが、農林水産部の工事も含めると相当受注している。同じ業者がこれだけ受注して大丈夫なのかと率直に思った。このあたりの事情は何かあるのか。

建設産業室長

個別の企業に関する特別な情報は持っていない。

神山悦子委員

契約の相手方を決めるのは県である。数多く業者がいても受注できる業者が少ないのか、資材の高騰が影響しているのかなど、その企業の中身というよりは、何か事情があるのかと思い質問をした。同じ企業が県の事業を幾つも同時に受注して大丈夫なのかというのが率直な疑問である。このことについて県が精査することはないのか。

吉田栄光委員長

神山委員に述べる。

入札制度に基づき落札している状況であり、個々の企業についての質問には執行部も非常に答えにくく、そこまで把握はしていないと思う。あくまでも入札制度に基づく結果であると理解願う。

神山悦子委員

同じ企業が幾つも受注することが問題だと言っているのではない。契約金額も相当多額であり、実態をしっかりと見な

がら入札するのであろうから、入札制度は土木部の所管ではないが、そのあたりはしっかりと加味しながらやるべきだと思うので、意見として述べる。

次に、県の行う建設事業に対する市町村負担についてである。この6月定例会に毎年提案され、法律に基づいていることは理解はしているが、市町村から「負担が大変だ。このような負担はやめてほしい。」という要望が、幾つかの事業で上がっていると思う。例えば街路事業などで、やめてほしいと要望が上がっている具体的な事業があれば説明願う。

部参事兼土木総務課長

市町村が負担する場合には、事前に丁寧に事業説明をした上で、了解を得て進めるなど調整をしているので、そのような話は聞いていない。

神山悦子委員

一つ一つの事業について担当者同士での調整はもちろんあると思うが、県が事業として示すこととは別である。市町村からなるべく負担を減らしてほしいという要望は上がっているはずである。かつて街路事業などについてはあった。県の行う建設事業で撤廃してほしいという要望は土木部へは全く届いていないということではよいか。

部参事兼土木総務課長

震災以降は要望はないが、それ以前は市町村会からそのような要望があったと聞いている。

神山悦子委員

この議案に関しては、法律上は「できる」という規定であり、「しなければならない」という規定ではないことから、我々はこれまで反対してきた。今後なるべく負担を減らすという観点で、市町村の要望に応じていくべきだと思う。

街路事業は市町村と相談の上実施していくと思うが、例えば、さまざまな木を植える際に、周辺の住民の方から落ち葉などで手入れが大変であると聞いている。街路をきれいにすることはよいが、街づくりとも関係があるので、植える木についても市町村や地元の方とも相談し、工夫する必要があると思う。その後の維持管理も含めて住民に迷惑をかけないきれいな街並みが必要であると思うので、意見として述べる。

甚野源次郎委員

本日の昼のニュースで、岩手県の仮設住宅の供与期間が延長されるとあった。県では土木部が仮設住宅の総点検を終了したが、仮設住宅における非常用通報装置の設置状況について説明願う。

建築住宅課長

非常用通報装置については、防火対策等として65歳以上の高齢者や市町村が必要と認める方を対象に、希望する全ての方の仮設住宅に設置している。設置状況については、全戸数1万6,800戸のうち約35%に設置されている。今後も非常用通報装置を希望する全ての方の仮設住宅に設置していきたい。

甚野源次郎委員

65歳以上であれば、これから新たに該当する方もいる。高齢者の安心安全の面と仮設住宅での生活が長期化することで心身的に厳しくなる状況もあることから、周知徹底と速やかな設置について市町村と連携して実施することを要望する。

神山悦子委員

民事調停の申立てについて、母子世帯や高齢者など相手方の状況について説明願う。

建築住宅課長

5名について提案したが、母子世帯はなく、高齢者もいない。なお、障がい者は2世帯ある。

神山悦子委員

年代はどのようになっているか。

建築住宅課長

若い方で23歳、一番高齢の方で64歳である。

神山悦子委員

障がい者である2人の方の状況について、差し支えない範囲で説明願う。

建築住宅課長

毎月数回訪問して納付指導をしているが、支払ってもらえない。

神山悦子委員

引き続き丁寧な対応と、事情もよく加味しながらしっかりとした対応を願う。

次に、49ページからの復興公営住宅の工事完成期日は、早いものは平成27年7月であるが、県ではなるべく入居は前倒しでやる方針が出ている。そこで、工事完成期日と実際の入居との関係について聞く。

建築住宅課長

工事完成期日の翌月の初めくらいに入居できるように考えている。

神山悦子委員

完成しただけですぐ入居できるのかよくわからないが、入居できる時期をしっかりと知らせる必要があり、そこは早目にやってもらいたい。

建築住宅課長

先ほど完成した工事完成期日の翌月と述べたが、例えば工事完成期日が月末であれば翌々月となる場合もある。

吉田栄光委員長

工事完成期日から入居まで期間は1カ月程度という理解でよいか。

建築住宅課長

そのとおりである。

神山悦子委員

建築物の耐震化についてである。土木部が全体の進捗を管理しているが、避難所になる学校が思ったほど進んでないように思う。このことも含め公共施設の耐震化が急がれるが、考えを聞く。

営繕課長

県有建築物の耐震化率については、毎年4月1日の状況を4月下旬に公表している。平成26年4月1日現在の耐震化率は88.6%と、前年よりも伸びている。毎年度各部で予算を確保して耐震化を進めており、安全性は増していると認識している。

建築指導課長

市町村の小中学校の耐震化については、土木部の建築職員が市町村に赴き、技術的助言・指導をして耐震化を促進している。

神山悦子委員

市町村の小中学校について説明があったが、耐震化率は全国平均をなかなか上回らない。震災により被害を受けた本県はもっと早く進めるべきであると教育委員会に求めてきたが、これは教育委員会サイドの判断なのか。それとも土木部も協力すれば進むのか。もっと早く進めるべきであると思うが、考えを聞く。

建築指導課長

やはり市町村の事情によりなかなか進まないということがあると思う。土木部としては技術的な支援を頑張っていきたい。

神山悦子委員

引き続き耐震化が進むようよろしく願う。

次に、人員と予算の関係についてである。委員会で建設事務所について調査を実施したが、共通して聞いたことは、職員数と予算の推移についてである。私なりに会津、中通り、浜通りと大きく分けてまとめると、会津は若い新採用の職員を中心にベテラン職員と組み合わせて、研修もしながら業務をこなしている。中通りは、職員数はそれほどふえていない

が、予算は2倍以上になっている。浜通りは、震災復興として40代くらいの一番働き盛りの職員が配置され、予算は9倍になっているところもあるなど、相当な予算額をこなしている。改めてこの3年間は本当に大変であったと思った。

今定例会でも職員の心の負担に関する質問や市町村職員も疲弊してるとの報道もあった。これからも復興に向けた事業はまだまだ続くと思う。集中復興期間が平成27年度で終わることから一生懸命やっているが、私はそれだけでは終わらないと思っている。復興公営住宅もまだまだこれからである。その点で職員の配置と職員の心の病まで含めた負担への対応は、引き続きの課題であると思う。そこで、このことについての本庁の考えを説明願う。

吉田栄光委員長

土木部長から答弁願う。

土木部長

予算と人員の関係については、平成26年度は6月補正予算を合わせると3,000億円を超える非常に大きな予算となっている。まさに土木部の今やらなければならない役割がこの予算の大きさにあらわれていると考えている。職員については、さまざまな形で採用をし、増加させる努力をしており、現在約1,500人いる土木部職員の力を結集して、日々変化する課題にもしっかりと対応していきたい。

職員の配置については、どうしても浜通りの事業量が非常に大きくなっているが、数字にあらわれない部分もあるので適正な配置を心がけながら、与えられている仕事に対して、与えられた人員の中で、しっかりと進めていきたい。これが県民の日常生活を取り戻すためにしっかりと進めていくという土木部に与えられている使命と考えている。今後とも人員の確保について努力し、課題をしっかりと解決できるように進めていく覚悟であるのでよろしく願う。

神山悦子委員

部長の答弁にもあったが、特に出先機関の職員はいろいろあっても、その中で頑張るしかないと考えているかもしれない。そのあたりの事情は承知していると思うが、必要な人員は正規職員として確保してもらいたいので、よろしく願う。

